

目次

- 第1章 総則（第1条—第12条）
- 第2章 本給（第13条—第16条）
- 第3章 年俸（第17条）
- 第4章 諸手当（第18条—第30条）
- 第5章 給与の特例（第31条—第35条）
- 第6章 雑則（第36条—第37条）
- 附則

第1章 総則

【目的】

第1条 この規程は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）の限定正職員（国立大学法人東北大学限定正職員就業規則（平成30年規第12号。以下「限定正職員就業規則」という。）第2条に規定する限定正職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

【限定正職員の給与】

第2条 限定正職員のうち業務限定職員（一般）の給与は月額制とし、業務限定職員（特殊）及び目的限定職員の給与は月額制又は年俸制とする。

【月額制の適用を受ける限定正職員の給与の種類】

第3条 月額制の適用を受ける限定正職員（以下「月額制限定正職員」という。）の給与は、本給及び本給の調整額並びに諸手当とし、諸手当はそれぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- 一 フルタイム勤務（国立大学法人東北大学限定正職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程（平成30年規第15号。以下「限定正職員労働時間等規程」という。）第3条第1号に規定する勤務をいう。以下同じ。）の月額制限定正職員 地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、賞与及び寒冷地手当とする。
- 二 短時間勤務（限定正職員労働時間等規程第3条第2号に規定する勤務をいう。以下同じ。）の月額制限定正職員 地域手当、広域異動手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当とする。

【年俸制の適用を受ける限定正職員の給与の種類】

第4条 年俸制の適用を受ける限定正職員（以下「年俸制限定正職員」という。）の給与は、年俸及び諸手当とし、諸手当は、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- 一 フルタイム勤務の年俸制限定正職員 通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当とする。
- 二 短時間勤務の年俸制限定正職員 通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤

手当とする。

【給与の支給日】

第5条 本給、本給の調整額、年俸の12分の1の額（以下「年俸月額」という。）、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当及び特地勤務手当は、その月の月額の全額を毎月21日に、寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の月額の全額を毎月21日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、その月の分を翌月21日に支給する。

2 賞与は、6月30日及び12月10日に支給する。

3 前二項の規定により給与を支給する場合において、当該月の21日（賞与にあつては、6月30日及び12月10日。以下「支給定日」という。）が限定正職員労働時間等規程第5条第1項第1号から第3号までに掲げる日（以下この項において「休業日」という。）に当たるときは、支給定日の前日（その日が休業日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休業日に当たるときは、支給定日の翌日以後の最初の休業日でない日））に支給する。

【給与の支払い】

第6条 限定正職員の給与は、その全額を現金で、直接限定正職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき限定正職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その限定正職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 限定正職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

【日割計算】

第7条 新たに限定正職員となった者には、その日から給与を支給し、昇給等により、本給月額又は年俸に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 限定正職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの給与を支給する。

3 限定正職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から限定正職員労働時間等規程第5条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前四項の規定は、本給の調整額、地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当の支給について準用する。

【給与の即時払】

第8条 限定正職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があつたときは、第5条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 退職し、又は解雇されたとき。

二 本人が死亡したとき。

【給与の非常時払】

第9条 限定正職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があつたとき

は、第5条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用に充てるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に充てるとき。
- 四 その他特に必要があると認めたとき。

【勤務1時間当たりの給与額の算出】

第10条 第24条から第27条まで及び第32条から第34条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額（本給の調整額を含む。以下同じ。）並びに本給の月額に対する地域手当及び広域異動手当、本給月額に対する特地勤務手当及び寒冷地手当の月額の合計額（年俸制限定正職員である場合は、年俸月額）をその者の1週間当たりの所定労働時間数に4を乗じて得た数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第24条から第26条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が爆発物取扱等作業手当、航空手当、種雄牛馬取扱手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、山上等作業手当又は極地観測手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額をその者の1日当たりの所定労働時間数で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

【端数計算】

第11条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

【端数の処理】

第12条 この規程の規定により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 本給

【本給の決定】

第13条 月額制限定正職員の受ける本給は、本給表に定める級及び号俸により決定する。

2 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- 一 限定正職員一般職本給表（一）（別表第1）
- 二 限定正職員一般職本給表（二）（別表第2）
- 三 限定正職員教育職本給表（一）（別表第3）
- 四 限定正職員医療職本給表（一）（別表第4）
- 五 限定正職員医療職本給表（二）（別表第5）

【初任給】

第14条 新たに採用する月額制限定正職員の初任給は、次の各号に定めるところによる。

- 一 業務限定職員（一般）の初任給は、限定正職員一般職本給表（一）1級33号俸とする。

二 業務限定職員（特殊）及び目的限定職員の初任給は、その者の限定正職員としての職務に相当する国立大学法人東北大学職員給与規程（平成16年規第55号。以下「職員給与規程」という。）第11条第2項に規定する本給表の級において、その者が限定正職員として採用される日（以下この号において「採用日」という。）前に准職員として受けていた日給（採用日前の直近において受けていたものに限り、かつ、本給の調整額が含まれている場合は当該相当額を除く。）をフルタイム勤務の者の1日の所定労働時間に相当する時間で除した額又は時間雇用職員として受けていた時間給（採用日前の直近において受けていたものに限り、かつ、本給の調整額が含まれている場合は当該相当額を除く。）の額に、フルタイム勤務の者の1週間当たりの所定の労働時間に相当する時間数に52を乗じた数を乗じて得た額を12で除して得た額を、地域手当の支給割合に100分の100を加えた数で除して得た額の直近上位となる本給月額額の級号俸に対応した前条に規定する本給表の級号俸とする。

【昇給】

第15条 月額制限定正職員の昇給は、別に定める場合を除き、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。ただし、55歳を超える月額制限定正職員の昇給は行わない。

2 前項本文の規定により月額制限定正職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項本文に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した月額制限定正職員の昇給の号俸数を1号俸とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 月額制限定正職員の昇給は、当該月額制限定正職員に適用する級における最高の号俸を超えて行うことができない。

【本給の調整額】

第16条 本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

2 前項の規定により本給の調整を行う職は、別に定める勤務箇所に勤務する月額制限定正職員の占める職とする。

3 本給の調整額は、当該月額制限定正職員に適用される本給表及び職務の級に応じて、別に定める調整基本額にその者に係る調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額の100分の25を超えるときは、本給月額の100分の25に相当する額とする。

第3章 年俸

【年俸】

第17条 年俸制限定正職員の受ける年俸の額は、834,000円に6,000円の整数倍の額を加算した額とする。

2 年俸制限定正職員の年俸は、その職務の内容、期待度、採用前の経験及び業績等を考慮し、個別に決定する。

3 前項の規定により決定（この項の規定による改定を含む。以下この項において同じ。）された年俸制限定正職員の年俸は、当該年俸制限定正職員の年俸の額を決定した日から起算して1年を

経過した日に、当該日前1年間に於けるその者の勤務成績に応じて、個別に改定するものとする。

- 4 前項に規定するもののほか、労働条件を変更した場合には、年俸を改定することがある。

第4章 諸手当

【地域手当】

第18条 地域手当は、次の表の左欄に掲げる支給地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支給割合により支給する。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の20
宮城県仙台市	100分の6
上記以外の地域	100分の3

- 2 地域手当の月額、本給の月額に、前項の表の左欄に掲げる支給地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

- 3 月額制限定正職員がその勤務する地域を異にして異動した場合において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなる時（当該異動の前に地域手当の支給地域に引き続き6箇月を超えて在勤していたときに限る。）は、当該月額制限定正職員には、前項の規定にかかわらず当該異動の日から2年を経過するまでの間、当該異動の日の前日に勤務していた地域に在勤するものとした場合に前項の規定により支給されることとなる地域手当（当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日以後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の支給割合（以下「異動前の支給割合」という。）による地域手当）を支給する。ただし、当該異動の日から1年を経過し2年を経過するまでの間の支給額は、異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た額とする。

【広域異動手当】

第19条 広域異動手当は、異動により在勤する勤務箇所を異にする場合において、当該異動につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下次項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動の直前の住居と当該異動の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上（当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）である月額制限定正職員に対して、当該異動の日から3年を経過する日までの間支給する。

- 2 広域異動手当の月額、本給の月額に、次の各号に掲げる勤務箇所間の距離の区分に応じてそれぞれ定める割合から、前条に規定する地域手当の支給割合を減じた割合を乗じて得た額とする。ただし、広域異動手当の支給割合が当該月額制限定正職員の地域手当の支給割合以下になるときは、前項の規定にかかわらず、広域異動手当は、支給しない。

- 一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

【住居手当】

第20条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている月額制限定正職員（国等から貸与された宿舎に居住している月額制限定正職員その他別に定める月額制限定正職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる月額制限定正職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

一 月額23,000円以下の家賃を支払っている月額制限定正職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

二 月額23,000円を超える家賃を支払っている月額制限定正職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額

【通勤手当】

第21条 通勤手当は、次に掲げる限定正職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする限定正職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である限定正職員以外の限定正職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる限定正職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする限定正職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である限定正職員以外の限定正職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる限定正職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする限定正職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である限定正職員以外の限定正職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当は、次の各号に掲げる限定正職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。

一 通勤のため交通機関等を利用する限定正職員にあつては、別に定めるところにより算出したその者が利用する交通機関等に応じた運賃等相当額（当該交通機関等が2以上である場合にあつては、それぞれの運賃等相当額の合計額。以下同じ。）とする。ただし、当該運賃等相当額が55,000円を超えるときは、55,000円とする。

二 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする限定正職員にあつては、次の各号に掲げる限定正職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である限定正職員 2, 000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である限定正職員 4, 200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である限定正職員 7, 100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である限定正職員 10, 000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である限定正職員 12, 900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である限定正職員 15, 800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である限定正職員 18, 700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である限定正職員 21, 600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である限定正職員 24, 400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である限定正職員 26, 200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である限定正職員 28, 000円

オ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である限定正職員 29, 800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である限定正職員 31, 600円

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする限定正職員にあっては、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（当該額が55, 000円を超えるときは、55, 000円）とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である限定正職員に支給する通勤手当の額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に掲げる額に満たないときは、前号に掲げる額とする。

3 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった限定正職員で別に定める者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる限定正職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当

する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出した特別料金等の額の2分の1に相当する額(当該額が20,000円を超えるときは、20,000円)及び第2項第1号に定める額又は同項第2号に定める額の合計額とする。

【特殊勤務手当】

第22条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する限定正職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

【特地勤務手当】

第23条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する施設として学術資源研究公開センター植物園八甲田山分園(以下「特地施設」という。)に勤務する月額制限定正職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、本給月額の100分の25を超えない範囲内で別に定める。

3 月額制限定正職員が、施設を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は限定正職員の在勤する施設が移転し、当該移転に伴って月額制限定正職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する施設又はその移転した施設が特地施設に該当するときは、当該月額制限定正職員には、総長が定めるところにより、当該異動又は施設の移転の日から3年以内の期間(当該異動又は施設の移転の日から起算して3年を経過する際に別に定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間)、本給月額の100分の6を超えない範囲内の月額を加算して支給する。

【超過勤務手当】

第24条 所定の労働時間を超えて勤務することを命ぜられた限定正職員には、所定の労働時間を超えて勤務した全時間(以下「超過勤務時間」という。)に対して、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜勤務」という。))である場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

2 短時間勤務の者の超過勤務時間とその勤務した日における所定の労働時間との合計がフルタイム勤務の者の所定の労働時間に相当する時間に達するまでの時間に対して支給する超過勤務手当は、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が深夜勤務である場合は100分の125)を乗じて得た額とする。

【休日給】

第25条 限定正職員労働時間等規程第5条に規定する休日(同規程第7条の規定により代休となった日を含む。)に業務上の必要により勤務することを命ぜられた限定正職員には、その全時間(同規程第6条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は、当該休日に勤務を命じられた全時間のうち、所定の労働時間以外の時間に勤務した時間(短時間勤務の者にあつては、フルタイム勤務の者の所定の労働時間に相当する時間を超えて勤務した時間)。

以下「休日勤務時間」という。)に対して、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜勤務である場合は、100分の160)を休日給として支給する。

2 前項の規定は、限定正職員労働時間等規程第12条の規定を適用される限定正職員にあっては、同条の規定により、休日と指定した日を休日とみなして適用するものとする。

3 限定正職員労働時間等規程第12条の規定を適用される限定正職員のうち、業務上の必要により同規程第5条第2号から第4号までに当たる日(以下「祝日等」という。)分の休日を指定されない者については、次の各号に掲げる日に第1項に定めるところにより休日給を支給する。

一 祝日等に勤務日が割り振られたときは当該祝日等

二 祝日等に休日が指定されたときは原則として当該祝日等の直後の勤務日

【60時間を超える超過勤務等に係る超過勤務手当等】

第26条 第24条及び前条第1項の規定にかかわらず、一月の1日からその月の末日までの期間において、超過勤務時間(短時間勤務の者にあっては第24条第2項に規定する超過勤務手当の対象となる勤務に係る時間を、育児短時間勤務の者にあっては第32条第2項第3号に掲げる超過勤務手当の対象となる勤務に係る時間をそれぞれ除く。以下この条において同じ。)及び休日勤務時間(前条第3項の規定により休日給を支給する日の勤務に係る時間を含む。以下この条において同じ。)の合計が60時間を超えた場合、その60時間を超えて勤務した超過勤務時間又は休日勤務時間に対して、それぞれ、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜勤務である場合は、100分の175)を超過勤務手当又は休日給として支給する。

【夜勤手当】

第27条 所定の労働時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた限定正職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

【宿日直手当】

第28条 病院における入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務を命ぜられた限定正職員には、当該宿日直勤務1回につき、別に定める額を支給する。

2 前項の勤務は、第24条から第27条までに規定する勤務には含まれないものとする。

【賞与】

第29条 賞与は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する月額制限定正職員に対して、それぞれ第5条第2項に規定する日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に限定正職員就業規則第12条の規定による退職(同条第2号に該当する場合を除く。以下この条において単に「退職」という。)をした月額制限定正職員及び同規則第16条の規定による解雇(同条第2項第2号に該当する場合を除く。以下この条において単に「解雇」という。)をされた月額制限定正職員についても同様とする。

2 賞与の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 在職基礎額 それぞれの基準日現在(退職し、又は解雇された月額制限定正職員にあっては、

当該事由が生じた日現在。以下この条において同じ。)において、別に定める本給月額及び本給の調整額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(以下「賞与基礎月額」という。)に、別に定める加算率の適用を受ける月額制限定正職員にあっては、賞与基礎月額に当該加算率を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)を加算した額を基礎として、総長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて別に定める割合を乗じて得た額

二 勤務基礎額 それぞれの基準日現在において、賞与基礎月額に役職段階別加算額を加算した額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて別に定める割合及び勤務状況に応じて別に定める割合を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、基準日現在において限定正職員就業規則第11条第1項の規定により休職にされている月額制限定正職員(次項第1号イ及びロに該当する者を除く。)の賞与の額には、前項第2号に掲げる勤務基礎額は含まないものとする。

4 月額制限定正職員が次の各号の一に該当する場合は、賞与は支給しない。

一 基準日に在職する者のうち、次に掲げる月額制限定正職員

イ 無給休職者(限定正職員就業規則第11条第1項第1号、第3号又は第4号の規定により休職にされている月額制限定正職員のうち、給与の支給を受けていない月額制限定正職員をいう。以下同じ。)

ロ 刑事休職者(限定正職員就業規則第11条第1項第2号の規定により休職にされている月額制限定正職員をいう。以下同じ。)

ハ 育児休業者(国立大学法人東北大学職員育児休業等規程(平成16年規第62号。以下「育児休業等規程」という。)第3条の規定により育児休業をしている月額制限定正職員をいう。以下同じ。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間等がある者以外の者

ニ 介護休業者(国立大学法人東北大学職員介護休業等規程(平成16年規第63号。以下「介護休業等規程」という。)第3条の規定により介護休業をしている月額制限定正職員をいう。以下同じ。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間等がある者以外の者

ホ 停職者(限定正職員就業規則第38条第3号の規定により停職にされている月額制限定正職員をいう。以下同じ。)

二 基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された月額制限定正職員のうち、次に掲げる月額制限定正職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する月額制限定正職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において引き続いて職員給与規程の適用を受ける職員(同規程第2条の2に規定する年俸制職員を除く。)となった場合

5 前四項の規定にかかわらず、賞与を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある月額制限定正職員については、これを不支給又は一時差止とする。

【寒冷地手当】

第30条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）に次項に定める地域に在勤する月額制限定正職員その他これらの月額制限定正職員との権衡上必要があると認められる月額制限定正職員（次の各号に該当する者を除く。）に支給する。

一 本邦外にある月額制限定正職員（第3項の表に掲げる扶養親族のある月額制限定正職員に該当する者を除く。）

二 刑事休職者

三 無給休職者

四 停職者

五 育児休業者

六 介護休業者

2 寒冷地は、青森県青森市及び上北郡六ヶ所村、岩手県遠野市、宮城県大崎市、秋田県秋田市並びに岐阜県飛騨市とする。

3 寒冷地手当の月額、次の表に掲げる基準日における世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯主である月額制限定正職員		その他の月額制限定正職員 職員月額制限定正職員
扶養親族のある月額制限定正職員	その他の世帯主である月額制限定正職員	
17,800円	10,200円	7,360円

第5章 給与の特例

【休職者の給与】

第31条 限定正職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により限定正職員就業規則第11条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職にされた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところに従い、休業補償又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 限定正職員が前項の傷病以外の傷病により休職にされた場合には、その休職期間（国立大学法人東北大学職員休職規程（平成28年規第37号）第7条第1項の規定により休職期間が通算された場合にあってはその期間）が1年（結核性疾患病にあっては2年）に達するまでは、本給又は年俸並びに地域手当、広域異動手当、住居手当、賞与（第29条第2項第1号に規定する在職基礎額に限る。以下この条において同じ。）及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。

3 限定正職員が刑事事件に関し起訴され限定正職員就業規則第11条第1項第2号に該当して休職にされた場合には、その休職期間中、本給又は年俸並びに地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 限定正職員が水難等の災害により生死不明又は所在不明により限定正職員就業規則第11条

第1項第3号に該当して休職にされた場合には、その休職期間中、本給又は年俸並びに地域手当、広域異動手当、住居手当、賞与及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。

【育児休業者等の給与】

第32条 育児休業等規程第3条の規定により育児休業又は同規程第20条の規定により育児部分休業（以下「育児休業等」という。）をする限定正職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業をしている月額制限定正職員のうち、第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある月額制限定正職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る賞与を支給することができる。
- 三 育児休業をしていた月額制限定正職員が職務に復帰した場合は、当該育児休業の期間について2分の2以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。
- 四 限定正職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第34条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 育児休業等規程第15条の規定により育児短時間勤務をする限定正職員の次の各号に掲げる給与の額については、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 本給月額 第13条に規定する額にその者の1週間当たりの所定労働時間数を育児短時間勤務を開始する日の前日におけるその者の1週間当たりの所定労働時間数で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（ただし、勤務1時間当たりの給与額の基礎となる本給月額については、この号の規定を適用しない。）
- 二 本給の調整額 第16条に規定する額に算出率を乗じて得た額
- 三 超過勤務手当 その者の所定の労働時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務の時間とその勤務した日における所定の労働時間との合計がフルタイム勤務の者の所定の労働時間に相当する時間に達するまでの間の勤務にあつては、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（深夜勤務である場合は、100分の125）を乗じて得た額
- 四 年俸月額 年俸月額に算出率を乗じて得た額（ただし、勤務1時間当たりの給与額の基礎となる年俸月額については、この号の規定を適用しない。）

【介護休業者等の給与】

第33条 介護休業等規程第3条の規定により介護休業又は同規程第8条の規定により介護部分休業（以下「介護休業等」という。）をする限定正職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

二 介護休業をしている月額制限定正職員のうち、第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある月額制限定正職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る賞与を支給することができる。

三 介護休業をしていた月額制限定正職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業の期間について2分の2以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。

四 限定正職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第34条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

【給与の減額】

第34条 限定正職員が勤務しないときは、限定正職員労働時間等規程第5条から第7条までの規定による休日、休日の振替日及び休日の代休日である場合並びに同規程第18条に規定する休暇による場合その他勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

【本給又は年俸の半減】

第35条 前条の規定にかかわらず、限定正職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給又は年俸の半額を減ずる。ただし、別に定める手当の算定については、当該限定正職員の本給の半減前の額をその算定の基礎となる本給の額とする。

第6章 雑則

【この規程により難い場合の措置】

第36条 限定正職員の給与について、特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると総長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

【雑則】

第37条 この規程に定めるもののほか、限定正職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第18条第1項の表に掲げるもののほか、当分の間、次の表の左欄に掲げる支給地域に勤務する月額制限定正職員について、同表の右欄に掲げる支給割合により地域手当を支給するものとし、第18条の規定を適用する。

支給地域	支給割合
------	------

大阪府堺市	1 0 0 分の 1 0
-------	--------------

別表第1 限定正職員一般職本給表（一）

職務の 級	1 級		
号 俸	フルタイム勤務	短時間勤務	
	本給月額	基礎月額	本給月額
	円	円	円
1	137,389	133,824	各号俸の本給月額は、基礎 月額に、1週間当たりの勤 務時間数を38.75で除して 得た数を乗じて得た額とす る。
2	138,449	134,856	
3	139,605	135,983	
4	140,665	137,015	
5	141,725	138,047	
6	142,785	139,080	
7	143,844	140,112	
8	144,904	141,144	
9	145,964	142,176	
10	147,313	143,490	
11	148,565	144,710	
12	149,818	145,930	
13	151,070	147,150	
14	152,515	148,558	
15	153,961	149,966	
16	155,502	151,467	
17	156,755	152,687	
18	158,200	154,095	
19	159,645	155,503	
20	161,090	156,910	
21	162,439	158,224	
22	165,040	160,758	
23	167,545	163,198	
24	170,050	165,638	
25	172,652	168,172	
26	174,290	169,767	
27	175,928	171,363	
28	177,565	172,958	
29	179,011	174,366	
30	180,745	176,055	
31	182,479	177,744	
32	184,117	179,340	
33	185,659	180,841	
34	187,104	182,249	
35	188,549	183,656	
36	189,994	185,064	

37	191, 247	186, 284
38	192, 499	187, 504
39	193, 752	188, 724
40	195, 004	189, 944
41	196, 257	191, 164
42	197, 509	192, 384
43	198, 762	193, 604
44	200, 014	194, 824
45	201, 170	195, 950
46	202, 423	197, 170
47	203, 675	198, 390
48	204, 928	199, 610
49	205, 988	200, 643
50	207, 047	201, 675
51	208, 011	202, 613
52	209, 071	203, 646
53	210, 130	204, 678
54	211, 094	205, 616
55	211, 961	206, 461
56	212, 925	207, 400
57	213, 406	207, 869
58	214, 273	208, 713
59	215, 044	209, 464
60	215, 911	210, 309
61	216, 586	210, 966
62	217, 549	211, 904
63	218, 320	212, 655
64	219, 187	213, 500
65	219, 861	214, 156
66	220, 632	214, 907
67	221, 499	215, 752
68	222, 559	216, 784
69	223, 234	217, 441
70	223, 908	218, 098
71	224, 486	218, 661
72	225, 257	219, 412
73	226, 028	220, 163
74	226, 702	220, 820
75	227, 376	221, 476
76	227, 955	222, 040

77	228, 629	222, 696
78	229, 400	223, 447
79	230, 170	224, 198
80	230, 845	224, 855
81	231, 423	225, 418
82	232, 097	226, 075
83	232, 772	226, 732
84	233, 446	227, 389
85	234, 024	227, 952
86	234, 699	228, 609
87	235, 373	229, 266
88	236, 048	229, 923
89	236, 626	230, 486
90	237, 107	230, 955
91	237, 396	231, 236
92	237, 782	231, 612
93	238, 071	231, 893

備考 この表は、他の本給表の適用を受けないすべての限定正職員に適用する。

別表第2 限定正職員一般職本給表（二）

職務の 級	1 級			2 級		
号 俸	フルタイム勤務	短時間勤務		フルタイム勤務	短時間勤務	
	本給月額	基礎月額	本給月額	本給月額	基礎月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	124,190	120,967	各号俸の本給月額は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。	173,712	169,204	各号俸の本給月額は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
2	125,057	121,812		175,157	170,612	
3	126,020	122,750		176,602	172,020	
4	126,887	123,595		178,047	173,427	
5	127,851	124,533		179,300	174,647	
6	128,814	125,472		180,745	176,055	
7	129,778	126,410		182,094	177,369	
8	130,741	127,349		183,346	178,589	
9	131,512	128,100		184,695	179,903	
10	132,475	129,038		185,851	181,029	
11	133,439	129,976		187,104	182,249	
12	134,499	131,009		188,164	183,281	
13	135,270	131,760		189,320	184,407	
14	136,233	132,698		190,380	185,440	
15	137,196	133,636		191,439	186,472	
16	138,160	134,575		192,499	187,504	
17	139,220	135,607		193,559	188,536	
18	140,376	136,733		194,619	189,569	
19	141,532	137,860		195,582	190,507	
20	142,688	138,986		196,546	191,446	
21	143,748	140,018		197,509	192,384	
22	144,904	141,144		198,569	193,416	
23	146,060	142,270		199,629	194,449	
24	147,216	143,396		200,592	195,387	
25	148,373	144,523		201,459	196,232	
26	149,818	145,930		202,326	197,076	
27	151,263	147,338		203,001	197,733	
28	152,708	148,746		203,868	198,578	
29	154,057	150,060		204,735	199,423	
30	155,502	151,467		205,891	200,549	
31	156,947	152,875		206,855	201,487	
32	158,393	154,283		207,722	202,332	
33	159,838	155,690		208,396	202,989	
34	161,572	157,380		209,552	204,115	
35	163,306	159,069		210,612	205,147	
36	165,040	160,758		211,768	206,273	

37	166, 775	162, 447	212, 443	206, 930
38	168, 413	164, 043	213, 599	208, 056
39	170, 050	165, 638	214, 755	209, 183
40	171, 688	167, 233	215, 815	210, 215
41	173, 230	168, 735	216, 682	211, 060
42	174, 579	170, 049	217, 838	212, 186
43	175, 928	171, 363	218, 802	213, 124
44	177, 276	172, 676	219, 861	214, 156
45	178, 722	174, 084	220, 921	215, 189
46	180, 070	175, 398	221, 981	216, 221
47	181, 419	176, 712	223, 041	217, 253
48	182, 768	178, 026	224, 004	218, 192
49	184, 021	179, 246	224, 968	219, 130
50	185, 177	180, 372	226, 028	220, 163
51	186, 237	181, 404	227, 087	221, 195
52	187, 393	182, 530	228, 244	222, 321
53	188, 453	183, 563	229, 303	223, 353
54	189, 512	184, 595	230, 267	224, 292
55	190, 572	185, 627	231, 134	225, 136
56	191, 632	186, 660	231, 905	225, 887
57	192, 692	187, 692	232, 772	226, 732
58	193, 655	188, 630	233, 735	227, 670
59	194, 619	189, 569	234, 699	228, 609
60	195, 582	190, 507	235, 566	229, 453
61	196, 642	191, 540	236, 433	230, 298
62	197, 509	192, 384	237, 300	231, 143
63	198, 376	193, 229	238, 167	231, 987
64	199, 243	194, 073	239, 034	232, 832
65	199, 918	194, 730	239, 805	233, 583
66	200, 689	195, 481	240, 576	234, 333
67	201, 363	196, 138	241, 347	235, 084
68	202, 134	196, 889	242, 021	235, 741
69	202, 519	197, 264	242, 792	236, 492
70	203, 097	197, 827	243, 370	237, 055
71	203, 386	198, 109	243, 755	237, 430
72	203, 964	198, 672	244, 141	237, 806
73	204, 157	198, 860	244, 333	237, 993
74	204, 735	199, 423	244, 719	238, 369
75	205, 217	199, 892	245, 200	238, 838
76	205, 988	200, 643	245, 682	239, 307

77	206, 180	200, 830	246, 068	239, 683
78	206, 855	201, 487	246, 453	240, 058
79	207, 336	201, 956	246, 935	240, 527
80	207, 915	202, 520	247, 416	240, 996
81	208, 589	203, 176	247, 705	241, 278
82	209, 071	203, 646	247, 995	241, 560
83	209, 649	204, 209	248, 284	241, 841
84	210, 323	204, 866	248, 573	242, 123
85	210, 901	205, 429	248, 765	242, 310
86	211, 383	205, 898	248, 958	242, 498
87	211, 865	206, 367	249, 247	242, 780
88	212, 539	207, 024	249, 536	243, 061
89	213, 021	207, 493	249, 729	243, 249
90	213, 599	208, 056	249, 921	243, 436
91	214, 177	208, 620	250, 307	243, 812
92	214, 659	209, 089	250, 500	244, 000
93	215, 044	209, 464	250, 789	244, 281
94	215, 526	209, 933	251, 174	244, 656
95	216, 008	210, 403	251, 463	244, 938
96	216, 489	210, 872	251, 752	245, 220
97	216, 971	211, 341	251, 945	245, 407
98	217, 453	211, 810	252, 234	245, 689
99	217, 935	212, 280	252, 426	245, 876
100	218, 416	212, 749	252, 715	246, 158
101	218, 802	213, 124	253, 005	246, 440
102	219, 283	213, 593	253, 197	246, 627
103	219, 861	214, 156	253, 486	246, 909
104	220, 440	214, 720	253, 775	247, 190
105	220, 825	215, 095	253, 968	247, 378
106	221, 307	215, 564	254, 161	247, 566
107	221, 596	215, 846	254, 450	247, 847
108	221, 981	216, 221	254, 642	248, 035
109	222, 174	216, 409	254, 931	248, 316
110	222, 559	216, 784	255, 220	248, 598
111	223, 041	217, 253	255, 510	248, 880
112	223, 523	217, 723	255, 702	249, 067
113	223, 715	217, 910	255, 895	249, 255
114	224, 197	218, 380	256, 184	249, 536
115	224, 679	218, 849	256, 377	249, 724
116	225, 160	219, 318	256, 569	249, 912

117	225, 450	219, 600		256, 858	250, 193
118	225, 835	219, 975		257, 147	250, 475
119	226, 220	220, 350		257, 436	250, 756
120	226, 606	220, 726		257, 725	251, 038
121	226, 991	221, 101		257, 822	251, 132
122				258, 111	251, 413
123				258, 400	251, 695
124				258, 689	251, 976
125				258, 785	252, 070
126				259, 074	252, 352
127				259, 363	252, 633
128				259, 652	252, 915
129				259, 749	253, 009
130				260, 038	253, 290
131				260, 327	253, 572
132				260, 616	253, 853
133				260, 712	253, 947
134				261, 001	254, 229
135				261, 290	254, 510
136				261, 579	254, 792
137				261, 676	254, 886

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する限定正職員で別に定めるものに適用する。

別表第3 限定正職員教育職本給表（一）

職務の 級 号 俸	1 級			2 級			3 級			4 級		
	フルタイム勤務	短時間勤務		フルタイム勤務	短時間勤務		フルタイム勤務	短時間勤務		フルタイム勤務	短時間勤務	
	本給月額	基礎月額	本給月額	本給月額	基礎月額	本給月額	本給月額	基礎月額	本給月額	本給月額	基礎月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	205,120	199,798	各号俸 の本給 月額 は、基 礎月額 に、1週 間当た りの勤 務時間 数を 38.75で 除して 得た数 を乗じ て得た 額とす る。	263,892	257,044	各号俸 の本給 月額 は、基 礎月額 に、1週 間当た りの勤 務時間 数を 38.75で 除して 得た数 を乗じ て得た 額とす る。	309,463	301,433	各号俸 の本給 月額 は、基 礎月額 に、1週 間当た りの勤 務時間 数を 38.75で 除して 得た数 を乗じ て得た 額とす る。	390,298	380,170	各号俸 の本給 月額 は、基 礎月額 に、1週 間当た りの勤 務時間 数を 38.75で 除して 得た数 を乗じ て得た 額とす る。
2	207,336	201,956		266,782	259,860		312,257	304,155		392,514	382,329	
3	209,456	204,021		269,480	262,487		315,244	307,064		394,826	384,581	
4	211,576	206,086		272,177	265,115		318,135	309,880		397,235	386,927	
5	213,599	208,056		274,875	267,743		321,218	312,883		399,451	389,086	
6	215,719	210,121		277,284	270,089		323,915	315,510		401,859	391,432	
7	217,838	212,186		279,403	272,153		326,420	317,950		403,979	393,496	
8	219,861	214,156		281,716	274,406		329,022	320,484		406,388	395,843	
9	222,077	216,315		284,317	276,940		331,912	323,300		408,025	397,438	
10	224,390	218,567		286,726	279,286		334,802	326,115		410,434	399,784	
11	226,702	220,820		289,038	281,538		337,789	329,024		412,746	402,036	
12	229,014	223,072		291,543	283,978		340,969	332,121		414,962	404,195	
13	231,230	225,230		293,855	286,230		343,763	334,843		416,311	405,509	
14	233,543	227,483		295,782	288,107		345,786	336,813		418,431	407,573	
15	235,855	229,735		297,805	290,078		348,002	338,972		420,550	409,638	
16	238,167	231,987		299,636	291,861		350,507	341,412		422,766	411,796	
17	240,190	233,958		301,756	293,926		352,819	343,664		424,982	413,955	
18	243,177	236,867		303,875	295,990		354,939	345,729		427,295	416,207	
19	246,164	239,776		305,802	297,867		357,155	347,887		429,511	418,366	
20	249,151	242,686		307,729	299,744		359,178	349,858		431,823	420,618	
21	251,945	245,407		309,656	301,621		361,201	351,829		433,846	422,589	
22	254,835	248,223		312,065	303,967		363,225	353,800		436,062	424,747	
23	257,629	250,944		314,570	306,407		365,248	355,770		438,375	427,000	
24	260,423	253,666		317,267	309,035		367,175	357,647		440,590	429,158	
25	263,121	256,293		319,291	311,006		368,716	359,149		442,517	431,035	
26	265,626	258,733		321,410	313,070		370,450	360,838		444,637	433,100	
27	268,035	261,080		323,530	315,135		372,185	362,527		446,660	435,070	
28	270,636	263,613		325,939	317,481		374,015	364,310		448,780	437,135	
29	273,430	266,335		328,251	319,733		375,846	366,093		450,803	439,106	
30	275,742	268,587		330,370	321,798		377,484	367,689		453,019	441,264	
31	277,862	270,652		332,394	323,769		379,122	369,284		455,139	443,329	
32	280,174	272,904		334,224	325,552		380,760	370,880		457,162	445,300	
33	282,486	275,156		336,344	327,616		382,397	372,475		458,993	447,083	
34	284,606	277,221		338,560	329,775		384,132	374,164		461,016	449,053	
35	287,015	279,567		340,776	331,933		385,577	375,572		463,232	451,212	
36	289,231	281,726		342,895	333,998		387,311	377,261		465,351	453,276	

37	291, 639	284, 072	344, 533	335, 593	388, 371	378, 293	467, 375	455, 247
38	293, 277	285, 667	346, 460	337, 470	389, 912	379, 795	469, 302	457, 124
39	294, 915	287, 263	348, 484	339, 441	391, 454	381, 296	471, 132	458, 907
40	296, 553	288, 858	350, 314	341, 224	392, 899	382, 704	472, 963	460, 690
41	298, 384	290, 641	352, 145	343, 007	393, 863	383, 643	474, 890	462, 567
42	299, 154	291, 392	353, 975	344, 790	395, 404	385, 144	476, 720	464, 350
43	300, 021	292, 236	355, 710	346, 480	396, 849	386, 552	478, 358	465, 946
44	300, 889	293, 081	357, 444	348, 169	398, 391	388, 053	480, 189	467, 729
45	301, 756	293, 926	359, 274	349, 952	399, 740	389, 367	482, 019	469, 512
46	302, 815	294, 958	361, 009	351, 641	401, 281	390, 869	483, 754	471, 201
47	303, 683	295, 803	362, 454	353, 049	402, 630	392, 183	485, 488	472, 890
48	304, 742	296, 835	364, 188	354, 738	404, 172	393, 684	487, 318	474, 673
49	305, 706	297, 773	365, 633	356, 146	405, 520	394, 998	488, 956	476, 269
50	306, 766	298, 806	367, 175	357, 647	406, 773	396, 218	490, 594	477, 864
51	307, 633	299, 650	368, 909	359, 336	408, 025	397, 438	492, 328	479, 553
52	308, 500	300, 495	370, 547	360, 932	409, 278	398, 658	494, 159	481, 336
53	309, 656	301, 621	371, 607	361, 964	409, 952	399, 315	495, 700	482, 838
54	310, 620	302, 560	373, 052	363, 372	410, 916	400, 253	497, 242	484, 340
55	311, 583	303, 498	374, 401	364, 686	411, 783	401, 098	498, 880	485, 935
56	312, 546	304, 436	375, 942	366, 187	412, 650	401, 943	500, 421	487, 436
57	313, 414	305, 281	377, 291	367, 501	413, 517	402, 787	501, 963	488, 938
58	314, 473	306, 313	378, 640	368, 815	414, 384	403, 632	503, 215	490, 158
59	315, 533	307, 346	379, 892	370, 035	415, 251	404, 476	504, 468	491, 378
60	316, 497	308, 284	381, 338	371, 443	416, 119	405, 321	505, 624	492, 504
61	317, 460	309, 223	382, 590	372, 663	416, 986	406, 166	506, 780	493, 630
62	318, 424	310, 161	383, 939	373, 976	417, 853	407, 010	507, 744	494, 569
63	319, 483	311, 193	385, 384	375, 384	418, 816	407, 949	508, 707	495, 507
64	320, 543	312, 226	386, 829	376, 792	419, 876	408, 981	509, 671	496, 446
65	321, 314	312, 976	387, 793	377, 730	420, 743	409, 826	510, 249	497, 009
66	322, 374	314, 009	388, 853	378, 763	421, 707	410, 764	511, 116	497, 853
67	323, 048	314, 666	389, 816	379, 701	422, 670	411, 703	511, 983	498, 698
68	324, 108	315, 698	390, 876	380, 733	423, 537	412, 547	512, 850	499, 543
69	324, 686	316, 261	391, 839	381, 672	424, 501	413, 486	513, 717	500, 387
70	325, 746	317, 293	392, 706	382, 516	425, 464	414, 424	514, 488	501, 138
71	326, 709	318, 232	393, 477	383, 267	426, 331	415, 269	515, 162	501, 795
72	327, 769	319, 264	394, 248	384, 018	427, 295	416, 207	515, 644	502, 264
73	328, 155	319, 640	395, 019	384, 769	428, 258	417, 146	516, 319	502, 921
74	329, 118	320, 578	395, 886	385, 613	429, 125	417, 990	516, 800	503, 390
75	330, 081	321, 516	396, 657	386, 364	429, 992	418, 835	517, 571	504, 141
76	331, 045	322, 455	397, 427	387, 115	430, 956	419, 773	518, 149	504, 704

77	332, 008	323, 393	398, 102	387, 772	431, 727	420, 524	518, 631	505, 173
78	332, 972	324, 332	398, 584	388, 241	432, 208	420, 993	519, 209	505, 736
79	333, 839	325, 176	398, 969	388, 616	432, 883	421, 650	519, 787	506, 300
80	334, 706	326, 021	399, 354	388, 992	433, 461	422, 213	520, 365	506, 863
81	335, 670	326, 960	399, 643	389, 273	434, 232	422, 964	520, 943	507, 426
82	336, 633	327, 898	400, 029	389, 649	434, 906	423, 621		
83	337, 596	328, 836	400, 318	389, 930	435, 195	423, 903		
84	338, 560	329, 775	400, 703	390, 306	435, 773	424, 466		
85	339, 138	330, 338	400, 992	390, 587	436, 159	424, 841		
86	339, 716	330, 901	401, 378	390, 963	436, 544	425, 216		
87	340, 294	331, 464	401, 763	391, 338	436, 929	425, 592		
88	340, 872	332, 027	402, 148	391, 713	437, 218	425, 873		
89	341, 450	332, 590	402, 437	391, 995	437, 507	426, 155		
90	341, 836	332, 966	402, 823	392, 370	437, 893	426, 530		
91	342, 221	333, 341	403, 208	392, 746	438, 278	426, 906		
92	342, 703	333, 810	403, 497	393, 027	438, 567	427, 187		
93	343, 185	334, 280	403, 786	393, 309	438, 856	427, 469		
94	343, 570	334, 655	404, 172	393, 684	439, 242	427, 844		
95	344, 052	335, 124	404, 461	393, 966	439, 531	428, 126		
96	344, 533	335, 593	404, 750	394, 247	439, 820	428, 407		
97	345, 111	336, 156	405, 039	394, 529	440, 109	428, 689		
98	345, 593	336, 626	405, 424	394, 904	440, 494	429, 064		
99	345, 979	337, 001	405, 713	395, 186	440, 783	429, 346		
100	346, 460	337, 470	406, 002	395, 467	441, 072	429, 627		
101	346, 846	337, 846	406, 291	395, 749	441, 361	429, 909		
102	347, 327	338, 315	406, 677	396, 124				
103	347, 616	338, 596	406, 966	396, 406				
104	348, 098	339, 066	407, 255	396, 687				
105	348, 580	339, 535	407, 544	396, 969				
106	348, 965	339, 910	407, 929	397, 344				
107	349, 447	340, 380	408, 218	397, 626				
108	349, 929	340, 849	408, 507	397, 907				
109	350, 314	341, 224	408, 796	398, 189				
110	350, 796	341, 693	409, 085	398, 470				
111	351, 278	342, 163	409, 374	398, 752				
112	351, 663	342, 538	409, 663	399, 033				
113	352, 048	342, 913	409, 952	399, 315				
114	352, 434	343, 289	410, 241	399, 596				
115	352, 915	343, 758	410, 530	399, 878				
116	353, 301	344, 133	410, 820	400, 160				

117	353, 686	344, 509		411, 012	400, 347						
118	354, 072	344, 884									
119	354, 553	345, 353									
120	354, 939	345, 729									
121	355, 228	346, 010									
122	355, 613	346, 386									
123	356, 095	346, 855									
124	356, 384	347, 136									
125	356, 769	347, 512									
126	357, 251	347, 981									
127	357, 733	348, 450									
128	358, 118	348, 826									
129	358, 504	349, 201									
130	358, 985	349, 670									
131	359, 467	350, 140									
132	359, 949	350, 609									
133	360, 430	351, 078									
134	360, 912	351, 547									
135	361, 394	352, 016									
136	361, 876	352, 486									
137	362, 357	352, 955									
138	362, 839	353, 424									
139	363, 321	353, 893									
140	363, 803	354, 363									
141	364, 284	354, 832									

備考 この表は、限定正職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手相当の研究又は教育を行うものに適用する。

別表第4 限定正職員医療職本給表（一）

職務の級	1 級			2 級		
号 俸	フルタイム勤務	短時間勤務		フルタイム勤務	短時間勤務	
	本給月額	基礎月額	本給月額	本給月額	基礎月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	142,110	138,423	各号俸の本給月額は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。	178,625	173,990	各号俸の本給月額は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
2	143,459	139,736		180,167	175,492	
3	144,808	141,050		181,708	176,993	
4	146,157	142,364		183,250	178,495	
5	147,313	143,490		184,695	179,903	
6	149,047	145,180		186,237	181,404	
7	150,685	146,775		187,778	182,906	
8	152,323	148,370		189,223	184,313	
9	153,961	149,966		190,765	185,815	
10	155,599	151,561		192,403	187,410	
11	157,236	153,156		193,944	188,912	
12	158,971	154,846		195,582	190,507	
13	160,416	156,253		197,124	192,009	
14	162,246	158,036		198,665	193,510	
15	164,173	159,913		200,207	195,012	
16	166,004	161,696		201,748	196,513	
17	167,835	163,480		203,194	197,921	
18	169,665	165,263		204,735	199,423	
19	171,399	166,952		206,373	201,018	
20	173,230	168,735		208,011	202,613	
21	175,060	170,518		209,263	203,833	
22	176,506	171,926		210,709	205,241	
23	177,951	173,333		212,057	206,555	
24	179,396	174,741		213,503	207,963	
25	180,938	176,243		214,851	209,276	
26	182,383	177,650		216,200	210,590	
27	183,828	179,058		217,453	211,810	
28	185,177	180,372		218,705	213,030	
29	186,622	181,780		220,054	214,344	
30	187,875	183,000		221,403	215,658	
31	189,127	184,220		222,848	217,066	
32	190,380	185,440		224,197	218,380	
33	191,728	186,753		225,353	219,506	
34	193,077	188,067		226,606	220,726	
35	194,426	189,381		227,569	221,664	
36	195,775	190,695		228,822	222,884	

37	196, 835	191, 727	230, 170	224, 198
38	198, 087	192, 947	231, 423	225, 418
39	199, 340	194, 167	232, 483	226, 450
40	200, 592	195, 387	233, 735	227, 670
41	201, 748	196, 513	234, 988	228, 890
42	202, 905	197, 640	236, 144	230, 016
43	204, 061	198, 766	237, 300	231, 143
44	205, 217	199, 892	238, 360	232, 175
45	206, 373	201, 018	239, 420	233, 207
46	207, 433	202, 050	240, 769	234, 521
47	208, 396	202, 989	242, 214	235, 929
48	209, 456	204, 021	243, 563	237, 243
49	210, 420	204, 960	245, 104	238, 744
50	211, 383	205, 898	246, 453	240, 058
51	212, 250	206, 743	247, 802	241, 372
52	213, 214	207, 681	249, 054	242, 592
53	213, 695	208, 150	250, 114	243, 624
54	214, 562	208, 995	251, 463	244, 938
55	215, 237	209, 652	252, 812	246, 252
56	216, 200	210, 590	254, 064	247, 472
57	216, 875	211, 247	254, 931	248, 316
58	217, 742	212, 092	256, 184	249, 536
59	218, 416	212, 749	257, 436	250, 756
60	219, 187	213, 500	258, 689	251, 976
61	220, 054	214, 344	259, 556	252, 821
62	220, 825	215, 095	260, 712	253, 947
63	221, 692	215, 940	261, 965	255, 167
64	222, 752	216, 972	263, 217	256, 387
65	223, 330	217, 535	264, 084	257, 232
66	224, 101	218, 286	265, 144	258, 264
67	224, 871	219, 036	266, 011	259, 109
68	225, 642	219, 787	267, 071	260, 141
69	226, 317	220, 444	268, 035	261, 080
70	226, 991	221, 101	268, 998	262, 018
71	227, 665	221, 758	270, 058	263, 050
72	228, 244	222, 321	271, 118	264, 083
73	228, 918	222, 978	271, 792	264, 740
74	229, 689	223, 729	272, 466	265, 396
75	230, 460	224, 480	272, 948	265, 866
76	231, 134	225, 136	273, 719	266, 616

77	231, 616	225, 606		274, 490	267, 367
78	232, 194	226, 169		275, 068	267, 930
79	232, 772	226, 732		275, 646	268, 493
80	233, 350	227, 295		276, 224	269, 056
81	233, 639	227, 576		276, 898	269, 713
82	234, 024	227, 952		277, 380	270, 183
83	234, 410	228, 327		277, 765	270, 558
84	234, 795	228, 703		278, 151	270, 933
85	235, 084	228, 984		278, 344	271, 121
86				278, 536	271, 309
87				278, 729	271, 496
88				278, 922	271, 684
89				279, 307	272, 060
90				279, 500	272, 247
91				279, 692	272, 435
92				279, 885	272, 623
93				280, 270	272, 998
94				280, 463	273, 186
95				280, 656	273, 373
96				280, 945	273, 655
97				281, 330	274, 030
98				281, 619	274, 312
99				281, 812	274, 500
100				282, 101	274, 781
101				282, 390	275, 063
102				282, 583	275, 250
103				282, 775	275, 438
104				283, 065	275, 720
105				283, 354	276, 001

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の限定正職員で別に定めるものに適用する。

別表第5 限定正職員医療職本給表（二）

職務の級	1 級			2 級		
号 俸	フルタイム勤務	短時間勤務		フルタイム勤務	短時間勤務	
	本給月額	基礎月額	本給月額	本給月額	基礎月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	155,406	151,373	各号俸の本給月額は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。	181,901	177,181	各号俸の本給月額は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
2	156,755	152,687		183,924	179,152	
3	158,200	154,095		185,948	181,123	
4	159,549	155,409		187,875	183,000	
5	160,994	156,816		189,898	184,970	
6	162,439	158,224		192,114	187,129	
7	163,884	159,632		194,330	189,287	
8	165,330	161,040		196,546	191,446	
9	166,582	162,260		198,858	193,698	
10	168,220	163,855		200,207	195,012	
11	169,761	165,356		201,556	196,326	
12	171,207	166,764		202,808	197,546	
13	172,652	168,172		204,157	198,860	
14	174,579	170,049		205,602	200,267	
15	176,506	171,926		207,047	201,675	
16	178,433	173,803		208,204	202,801	
17	180,552	175,867	各号俸の本給月額は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。	209,552	204,115	各号俸の本給月額は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
18	182,575	177,838		210,998	205,523	
19	184,599	179,809		212,443	206,930	
20	186,622	181,780		213,888	208,338	
21	188,645	183,750		215,237	209,652	
22	190,765	185,815		216,875	211,247	
23	192,885	187,880		218,513	212,843	
24	195,004	189,944		220,150	214,438	
25	196,931	191,821		221,499	215,752	
26	198,184	193,041		223,137	217,347	
27	199,436	194,261		224,775	218,943	
28	200,689	195,481		226,413	220,538	
29	201,845	196,607		227,955	222,040	
30	203,001	197,733		229,303	223,353	
31	204,253	198,953		230,556	224,573	
32	205,410	200,080		231,616	225,606	
33	206,662	201,300	各号俸の本給月額は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。	232,772	226,732	各号俸の本給月額は、基礎月額に、1週間当たりの勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
34	207,915	202,520		233,832	227,764	
35	209,167	203,740		234,699	228,609	
36	210,420	204,960		235,759	229,641	

37	211, 768	206, 273	236, 818	230, 673
38	213, 117	207, 587	237, 878	231, 706
39	214, 370	208, 807	238, 745	232, 550
40	215, 719	210, 121	239, 805	233, 583
41	216, 682	211, 060	240, 383	234, 146
42	218, 031	212, 373	241, 250	234, 990
43	219, 380	213, 687	242, 117	235, 835
44	220, 729	215, 001	242, 985	236, 680
45	221, 885	216, 127	243, 755	237, 430
46	223, 234	217, 441	244, 719	238, 369
47	224, 486	218, 661	245, 586	239, 213
48	225, 739	219, 881	246, 549	240, 152
49	226, 702	220, 820	247, 513	241, 090
50	227, 762	221, 852	248, 669	242, 216
51	228, 725	222, 790	249, 825	243, 343
52	229, 785	223, 823	250, 981	244, 469
53	230, 845	224, 855	252, 041	245, 501
54	231, 905	225, 887	253, 486	246, 909
55	232, 868	226, 826	254, 835	248, 223
56	233, 832	227, 764	256, 184	249, 536
57	234, 602	228, 515	257, 725	251, 038
58	235, 566	229, 453	259, 267	252, 540
59	236, 240	230, 110	260, 712	253, 947
60	237, 204	231, 049	262, 157	255, 355
61	238, 071	231, 893	263, 506	256, 669
62	239, 034	232, 832	264, 951	258, 076
63	239, 805	233, 583	266, 397	259, 484
64	240, 769	234, 521	267, 649	260, 704
65	241, 636	235, 366	269, 094	262, 112
66	242, 599	236, 304	270, 540	263, 520
67	243, 659	237, 336	271, 985	264, 927
68	244, 526	238, 181	273, 430	266, 335
69	245, 297	238, 932	274, 490	267, 367
70	246, 357	239, 964	275, 935	268, 775
71	247, 416	240, 996	277, 380	270, 183
72	248, 573	242, 123	278, 729	271, 496
73	249, 921	243, 436	279, 789	272, 529
74	251, 174	244, 656	281, 138	273, 843
75	252, 426	245, 876	282, 294	274, 969
76	253, 583	247, 003	283, 546	276, 189

77	254, 546	247, 941	284, 895	277, 503
78	255, 606	248, 973	286, 148	278, 723
79	256, 858	250, 193	287, 304	279, 849
80	258, 015	251, 320	288, 556	281, 069
81	258, 978	252, 258	289, 134	281, 632
82	259, 941	253, 196	290, 290	282, 758
83	261, 001	254, 229	291, 350	283, 790
84	262, 061	255, 261	292, 506	284, 916
85	262, 832	256, 012	293, 566	285, 949
86	263, 699	256, 856	294, 722	287, 075
87	264, 759	257, 889	295, 879	288, 201
88	265, 819	258, 921	296, 938	289, 233
89	266, 686	259, 766	298, 191	290, 453
90	267, 553	260, 610	299, 347	291, 580
91	268, 324	261, 361	300, 503	292, 706
92	269, 287	262, 300	301, 659	293, 832
93	270, 154	263, 144	302, 430	294, 583
94	271, 118	264, 083	303, 105	295, 240
95	271, 985	264, 927	303, 779	295, 896
96	272, 948	265, 866	304, 357	296, 460
97	273, 623	266, 523	305, 031	297, 116
98	274, 393	267, 273	305, 320	297, 398
99	274, 971	267, 836	305, 899	297, 961
100	275, 839	268, 681	306, 573	298, 618
101	276, 609	269, 432	306, 958	298, 993
102	277, 380	270, 183	307, 536	299, 556
103	278, 151	270, 933	308, 115	300, 120
104	278, 922	271, 684	308, 693	300, 683
105	279, 596	272, 341	309, 078	301, 058
106	280, 078	272, 810	309, 560	301, 527
107	280, 560	273, 280	310, 041	301, 996
108	281, 041	273, 749	310, 523	302, 466
109	281, 234	273, 936	310, 909	302, 841
110	281, 523	274, 218	311, 294	303, 216
111	281, 716	274, 406	311, 583	303, 498
112	282, 101	274, 781	311, 872	303, 780
113	282, 390	275, 063	312, 257	304, 155
114	282, 583	275, 250	312, 643	304, 530
115	282, 968	275, 626	313, 028	304, 906
116	283, 257	275, 907	313, 317	305, 187

117	283, 546	276, 189	313, 510	305, 375
118	283, 835	276, 470	313, 799	305, 656
119	284, 124	276, 752	314, 184	306, 032
120	284, 510	277, 127	314, 377	306, 220
121	284, 799	277, 409	314, 570	306, 407
122	285, 184	277, 784	314, 859	306, 689
123	285, 473	278, 066	315, 148	306, 970
124	285, 859	278, 441	315, 437	307, 252
125	286, 051	278, 629	315, 630	307, 440
126	286, 244	278, 816	315, 919	307, 721
127	286, 533	279, 098	316, 304	308, 096
128	286, 918	279, 473	316, 497	308, 284
129	287, 111	279, 661	316, 593	308, 378
130	287, 400	279, 943	316, 882	308, 660
131	287, 785	280, 318	317, 267	309, 035
132	288, 171	280, 693	317, 460	309, 223
133	288, 364	280, 881	317, 749	309, 504
134	288, 653	281, 163	318, 135	309, 880
135	289, 038	281, 538	318, 520	310, 255
136	289, 327	281, 820	318, 905	310, 630
137	289, 520	282, 007	319, 194	310, 912
138	289, 809	282, 289	319, 580	311, 287
139	290, 194	282, 664	319, 965	311, 663
140	290, 483	282, 946	320, 350	312, 038
141	290, 676	283, 133	320, 640	312, 320
142	291, 061	283, 509	321, 025	312, 695
143	291, 447	283, 884	321, 314	312, 976
144	291, 736	284, 166	321, 699	313, 352
145	291, 832	284, 260	321, 988	313, 633
146	292, 121	284, 541	322, 374	314, 009
147	292, 410	284, 823	322, 759	314, 384
148	292, 795	285, 198	323, 145	314, 760
149	292, 988	285, 386	323, 434	315, 041
150	293, 181	285, 573	323, 819	315, 416
151	293, 470	285, 855	324, 204	315, 792
152	293, 759	286, 136	324, 590	316, 167
153	294, 144	286, 512	324, 879	316, 449
154	294, 337	286, 700		
155	294, 530	286, 887		
156	294, 819	287, 169		

157	295, 108	287, 450				
158	295, 397	287, 732				
159	295, 686	288, 013				
160	295, 975	288, 295				
161	296, 360	288, 670				
162	296, 649	288, 952				
163	296, 938	289, 233				
164	297, 227	289, 515				
165	297, 613	289, 890				
166	297, 902	290, 172				
167	298, 191	290, 453				
168	298, 480	290, 735				
169	298, 865	291, 110				

備考 この表は、限定正職員のうち助産師、看護師、准看護師の職務を行うものに適用する。